

災害廃棄物の仮置場への搬入開始について

1 概要

市では、令和7年5月30日から公費解体による損壊家屋等の撤去作業に着手しており、現在、災害廃棄物を一時的に集積する仮置場施設の設置に向けて準備を進めているところですが、現地での分別作業など、被災現場からの搬出準備が整うまで一定の期間を要することから、仮置場への搬入開始については、7月下旬の見込となりますので、お知らせします。

2 搬入開始予定日

確定後、再度お知らせします。

3 場所

赤崎町字山口 179 番地

4 その他

仮置場への災害廃棄物の搬入後は、周辺環境の影響に配慮しながら、分別や積込み作業を実施します。